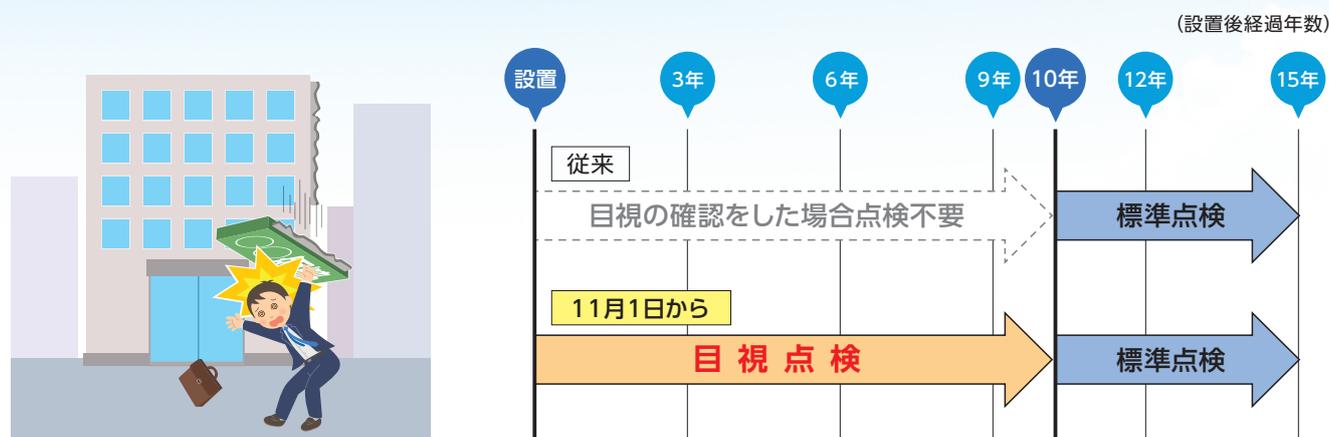


令和6年11月1日から 屋外広告物の安全点検制度が変わります

宮城県内で屋外広告物の落下事故が多発したことを受けて、県では、安全対策を強化するため、**表示・設置から10年以内の屋外広告物**について、**目視点検を必要**とする制度改正を行いました。



改正内容① 安全の確認方法

従来

表示・設置後3年以内ごとに
目視の確認でOK

11月1日から

表示・設置後3年以内ごとに
目視点検が必要です

Q. 目視の確認と目視点検の違いは？

A. 目視の確認＝広告物の外観を、視認できる距離から全体的に見て、異常の状況を目で確認すること（資格者でなくとも実施可能）
目視点検＝資格者が、各指定箇所近づいて、異常の有無と状況を目視で点検すること
を言います。



改正内容②

資格

従来

不要

11月1日から

指定の資格が必要です

Q. 指定の資格とは？

A. 以下のとおりです。

屋外広告士
職業訓練指導員免許所持者（広告美術科に係るもの）
1級又は2級広告美術仕上げ技能士（※）
職業訓練の修了者（広告美術科に係るもの）
1級又は2級建築士かつ自治体が開催する屋外広告物講習会の修了者
業界団体が開催する屋外広告物点検技能講習の修了者

（電柱類広告については、1種又は2種電気工事士、自治体が開催する屋外広告物講習会の修了者も、資格となります。）

※11月1日から3級が除外となります。



改正内容③

点検箇所・項目の指定

従来

なし

11月1日から

あり（6か所・16項目）

Q. 点検箇所と項目は何ですか？

A. 以下のとおりです。

点検箇所	点検項目
基礎部 上部構造部	基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき等
	上部構造全体の傾斜、ぐらつき等
	鉄骨のさび発生、塗装の老朽化等
支持部	鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間等
	鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落等
取付部	アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形等
	溶接部の劣化、コーキングの劣化等
広告板	取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常等
	表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビスの欠落等
	側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損等
照明装置	広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり等
	照明装置の不点灯、不発光等
	照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水等
付属部材等	周辺機器の劣化、破損等
	付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけその他付属品）の腐食、破損
	避雷針の腐食、損傷等



従来

不要

11月1日から

必要 (申請時等に報告)

※経過措置：令和6年11月1日～令和7年1月31日申請分については、安全点検報告書の提出は任意です。

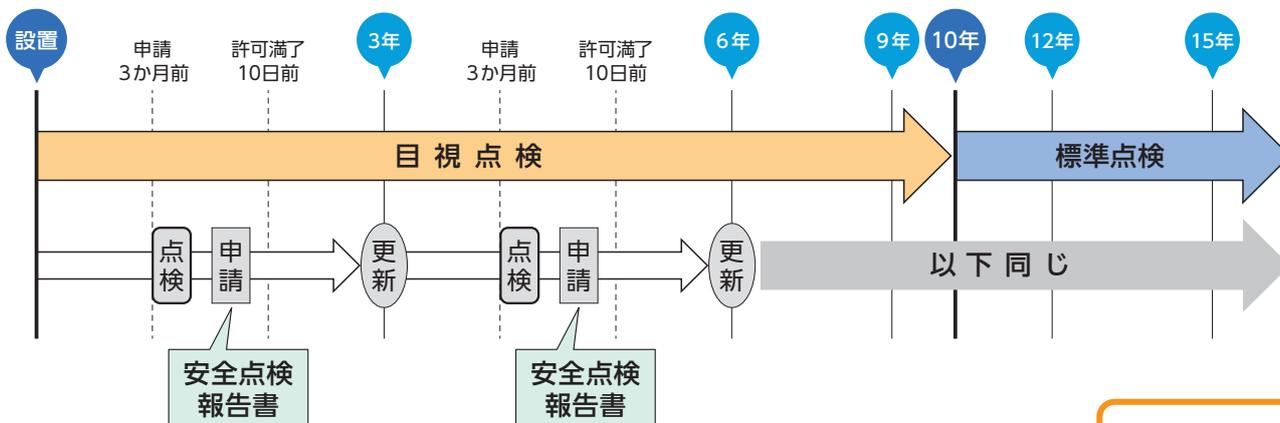
※令和7年2月1日以降申請分は、[安全点検報告書の新様式](#)での提出が必要となります。

Q. いつ報告を行えばいいの？

A. 許可の更新申請時、既設広告物等の新規申請時（既設の設備や構造物などを利用して、広告物等を表示・設置する場合を含む）に、安全点検報告書を提出していただくこととなります。
ただし、電柱類広告以外の場合は、申請前3か月以内に実施した点検についての報告書を提出していただく必要があります。



イメージ 許可手続と安全点検報告書との関係（電柱類広告以外の更新申請時の場合）



安全点検報告書には、以下の書類・写真の添付が必要です。

- ① 点検実施者の資格証明書写し
- ② 点検後の全景写真
- ③ 点検箇所それぞれを撮影した写真
- ④ 異常箇所の修繕前・修繕後の写真

※電柱類広告のうち、1m超の場合は①、1m以下の場合は①～④は省略可能です。

安全点検報告書の新様式は
こちらからダウンロード
できます



11月1日から、表示・設置から10年超の広告物等についても、

- ① 既設広告物等の新規申請時にも、安全点検報告書の提出が必要になります。
- ② 安全点検報告書に添付する写真について、点検箇所ごとの写真と、異常箇所の修繕前・修繕後の写真が追加で必要となります（表示・設置から10年以内の広告物等と同じ取扱い）。

● 今回の改正内容・制度全般に関するお問い合わせ

宮城県土木部都市計画課 行政班

☎022-211-3132

・HP <https://www.pref.miyagi.lg.jp/soshiki/tosikei/okugai.html>



● 安全点検・許可申請等に関するお問い合わせ

表示・設置場所	問い合わせ先	所在地・連絡先
白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町	大河原土木事務所 (行政班)	大河原町字南129-1 ☎0224-53-3903
塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大郷町、大衡村	仙台土木事務所 (行政第一班)	仙台市宮城野区幸町4-1-2 ☎022-297-4117
大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町	北部土木事務所 (行政班)	大崎市古川旭4-1-1 ☎0229-91-0732
登米市	東部土木事務所 登米地域事務所 (行政班)	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 ☎0220-22-2494
石巻市、女川町	東部土木事務所 (行政班)	石巻市あゆみ野5-7 ☎0225-94-8692
気仙沼市、南三陸町	気仙沼土木事務所 (行政班)	気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6 ☎0226-24-2539
栗原市	栗原市 建設部建設課	栗原市築館薬師1-7-1 ☎0228-22-1152
東松島市	東松島市 復興政策部復興都市計画課	東松島市矢本字上河戸36-1 ☎0225-82-1111 (代表)
大和町	大和町 都市建設課	大和町吉岡まほろば1-1-1 ☎022-345-7504



- ・表示・設置場所が仙台市内の場合は、仙台市の制度が適用になります (県の制度は適用されません)。
- ・宮城県と仙台市では、規制が異なる場合がありますので御注意ください。

お問い合わせ先 仙台市都市整備局計画部都市景観課 ☎022-214-8288

● 点検ができる資格者をお探しの場合○

下記の業界団体に相談していただくことができます。

宮城県屋外広告美術協同組合 ☎022-257-0437

東北ネオン電気事業協同組合 ☎022-241-6630



屋外広告物の所有者・占有者の皆様は
引き続き適切な安全点検の実施をお願いします！